


家庭系可燃ごみ処理有料化に関するQ & A

平成30年9月9日～12月15日全86回の説明会でいただいたご質問で主なものです。

番号	分類	ご質問等	回答	追加
1	制度について	ごみ処理有料化で何が変わりますか。	大きな変更として、町指定ごみ袋の「色」と「価格」が変わります。ごみ袋の色は現在の半透明青色から「半透明白色」に変わります。ごみ袋の価格は10枚入り1パックで、450（大）は、100円から450円、300（中）は、80円から300円、200（小）は、70円から200円になります。その他、剪定枝やふとんの出し方等が変わります。詳しくは、番号62、番号59をご覧ください。	
2		有料化と言っているが、今までもごみ袋を買っているので有料ではないのですか。	現在の指定ごみ袋の価格は、ごみ袋の商品として代金をお支払いいただいています。家庭系可燃ごみ処理有料化後は、ごみの収集・運搬・処分にかかるごみ処理費用の一部を手数料として負担していただくこととなります。	
3		年度当初に一定数の指定ごみ袋を各世帯に配付する方式に変更はできないのですか。	「一定量無料型」という方式を採用している自治体もあります。この方式は、世帯人数に応じて、事前に指定ごみ袋を無料で配付し、配付枚数を使い切った場合、指定ごみ袋を購入することとなります。この方式の場合、一定量までのごみ減量意識は働きますが、それ以上のごみ減量効果は期待できません。指定ごみ袋を事前に配付するためには、今以上の費用が必要となります。また、同じ世帯人数の場合でも、年齢構成により、使用する指定ごみ袋の枚数は異なるため、どれだけの枚数が必要かを試算することが非常に難しいと考えています。ごみを出す人ほど負担が大きくなり、ごみを減らした人ほど負担が小さくなることで、ごみ減量意識が高まることが期待でき、制度が単純でわかりやすいことから、「排出量単純比例型」を採用しました。	
4		ごみ処理有料化の実施時期が平成31年4月からに決まったのはどのような理由からですか。	平成26年12月東浦町議会定例会において「ごみ処理有料化について」の質問に対し「新たな最終処分場やごみ処理施設の建設により東部知多衛生組合の負担金の増加が見込まれ、ごみ処理費の観点からもごみ処理有料化について考えている。時期については、新たなごみ処理施設の供用開始時期である平成31年度を目途として、排出量に比例した受益者負担をしていただく方法を考えている。」と答弁しています。また、新たなごみ処理施設の1日あたりの処理能力が現在の240tから200tになるためごみのごみ減量に取り組む必要があります。また可燃ごみの焼却量を減らすことは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の抑制につながるため平成31年4月1日から有料化を実施することになりました。	※
5		今後も制度の見直しを行う予定はありますか。	「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画」は、今後、5年ごとに見直しを行う予定です。その中で、手数料額やその他のごみ減量施策について、検討を行っていきます。	
6	削減目標	可燃ごみの減量目標が20%削減ということですが、その根拠を教えてください。	一人一日当たりのごみ排出量の目標を環境省は2020年度で500gとしています。また、平成30年6月の閣議で同目標を2025年度で約440gと決定がされました。それに対し、東浦町の2016年度の実績は528gと国の目標値を超えている状況です。そこで家庭系ごみのうち可燃ごみの量を20%削減を想定すると429gとなり国の目標を達成できることとなります。町が平成29年に実施した可燃ごみの内容を調べる「組成調査」の結果、可燃ごみの袋の中に資源ごみで出せるものが約36%含まれていました。この結果から20%程度は資源ごみに回り可燃ごみが削減できると考えています。	
7		20%削減する必要があるのですか。国の目標を達成するためなら17%でいいのではないですか。	また、国がすでに有料化を実施している全国の自治体のごみ袋の料金水準と平均排出抑制率をまとめた資料によると、ごみ袋容量10当たり1円～1.49円に設定した場合、20%程度のごみ減量効果があると出ています。そういったデータから、今回のごみ減量にすれば20%程度可燃ごみの削減が期待できると考えています。	
8		20%削減というのはいつまでに達成する見込みなのですか。	有料化導入から2年後を目指しています。	
9		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の国の目標、2020年（平成32年度）時点で500g、2025年（平成37年度）時点で約440gとなっています。国の目標は先であるのに、町がすぐにその目標を達成しなければならない理由を教えてください。	国の目標値はそうのように設定されていますが、その目標を達成したからといって、それ以降ごみ減量を行わないわけではありません。可燃ごみを減らすことは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の量を減らすことにもつながるため、国の目標年に関わらずごみ減量ができるよう、ごみ処理有料化を実施することとしました。その結果として国の目標も達成できることとなります。	
10	手数料について	ごみ処理手数料を一気に上げるのではなく、段階的に上げるべきではないのですか。	段階的にごみ処理手数料を上げる方法もありますが、段階的に上げるために額を低く設定すると、経済的な負担を抑えようとする意識が働きにくくなりごみ減量につながりにくいことやごみ排出量のリバウンドがおこる可能性があります。また、減量に努力された方が、再度手数料の額が上がること減量意欲が削がれることも考えられます。そのため段階的な値上げの方法はとりませんでした。	
11		町指定ごみ袋に値引きなどサービスはないのですか。	町指定ごみ袋は代金は町のごみ処理手数料になりますので、店舗による値引きやポイント付加のサービスの対象にはできません。	※
12		転出する場合は、手数料は返却してもらえるのですか。	転出時に余った指定ごみ袋に対する返金はできません。	※
13		ごみの排出量の目標が達成されれば、今後、ごみ処理手数料が下がりますか。	「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画」によりごみ処理有料化を進めていますが、計画を概ね5年ごとに見直すこととしています。手数料額も検討の対象になりますが、ごみ排出量のリバウンドが考えられることや有料化の目的の一つに公費負担の軽減としていることから手数料の額を下げることはないだろうと考えています。	
14		平成31年10月から消費税率が10%になると、ごみ処理手数料も上がりますか。	ごみ処理手数料には消費税が含まれており、8%分の消費税を差し引いて10%分の消費税を加えて、円未満を切り捨てることでごみ処理手数料は変わりません。	
15	ごみ処理手数料と言っているが、増税と同じではないのですか。	可燃ごみ処理に係る経費の一部を手数料としていただくものですので、所得等に課される税金とは性質が異なるものです。		
16	住民負担の公平性について	公平性というのであれば、日々生活の中でごみは発生するので、おむつに限らず一定量のごみはどうしても減らすことができないと思うがどうか。	日常生活の中で、誰しも減らすことができない限界のごみの量はあるかと思いますが、可燃ごみの処理について、ごみを出す人が出す量に応じて、行政サービスを利用していることから、手数料の負担をお願いすることとしました。なお、紙おむつについては、乳幼児や障がい者の方などどうしても必要になることから、子育て支援や障がい者支援の観点からも手数料を無料としました。	
17		行政サービスを受ける割合は、そもそもすべての人が均等ではない。それを不公平と言わないのであれば、なぜごみ処理は住民負担の公平性が重要ということになるのか。	現状、ごみ処理に係る経費はすべて税金でまかなっているため、ごみ減量に努力していただいている人とそうでない人とで、その負担面で差異がない状況です。町として住民の皆様にごみの分別と減量をお願いしている中で、ごみを減量すればするほど負担が減る仕組みを設けることが、住民の皆様にご理解いただけるものと考えています。	

18	いて	住民負担の公平性と言っていますが、今までは不公平だったということですか。どこが不公平だったのでしょうか。	これまでは、袋代はお支払いいただいていたのですが、ごみの減量を減らした方も、そうでない方も、処理費の負担には関係がない状態でした。それは、ごみ減量への努力に報いるものがないこととなりますので、有料化によりごみを出す量に応じてその処理費を負担していただく仕組みを設けることとしました。
19		住民負担の公平性とのことですが、他の町事業でも受益者負担の在り方は考えているのですか。うらのバス料金、公共施設使用料といったものの受益者負担率の見直し・検討は行わないのですか。	現在、ごみ処理には約3億円の経費がかかっています。また、ごみ処理有料化における手数料収入を8,800万円ほど見込んでおり、ごみ処理有料化における受益者負担率としては、3割弱になる見込みです。手数料や使用料の負担割合は一律で決まっているわけではないため、どこまでが公平性のある負担割合であるかは難しい部分があります。ただし、少子高齢化で税収が減ってくるものが予測されるため、今後、使用料・負担金の見直しの検討は行っていきたいと考えています。
20		外国人には、どのように「家庭系可燃ごみ処理有料化」の内容を伝えるのですか。	通訳を交えポルトガル語、タガログ語での説明会を行います。なお、その資料を町ホームページへ掲載しています。また、平成31年3月中には、ポルトガル版等の「ごみの分け方・出し方ポスター」を配付する予定です。
21	周知について	説明会へ出席しない方、できない方に対しては、どのように家庭系ごみ処理有料化の内容をPRする予定ですか。	家庭系可燃ごみ処理有料化については、広報、町ホームページ、ごみステーションの張り紙にて、住民のみなさん周知をしています。また、指定ごみ袋の取扱店にもご協力いただき、店頭での張り紙による周知も行っています。なお、現在の指定ごみ袋の外袋に、家庭系可燃ごみ処理有料化の実施についてのお知らせを記載したものを販売します。
22		ごみ処理有料化の実施後に、ごみの排出量の推移、ごみ出しの状況など、そのような情報を住民に対して、公開する予定はありますか。	ごみ処理有料化の実施による「ごみ減量の成果」や「ごみ出しの状況」については、広報、町ホームページでお知らせをさせていただきます。
23		全体のごみ量はなぜ減っているのですか。	資源ごみの減少が大きな理由と考えています。資源ごみが減少した理由は、町以外の収集事業者や店舗での収集が増えているためと考えています。
24	ごみの量について	全体のごみ量は減っているに、なぜごみ減量が必要なのですか。	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの全体量は減っていますが、そのうちの可燃ごみは、ほぼ横ばいの状況となっています。町では、この可燃ごみの量を減らしていきたいと考えています。
25		東浦町のごみの量は愛知県内で他の市町村と比べてどれだけの量なのですか。	平成27年度での比較になりますが、愛知県の平均は536gで東浦町は527gですので県の平均より少ない値です。県の平均より良い値ではありますが、国の求める水準を超えていますのでごみ減量は必要と考えております。
26	他市町村との関連について	近隣の市町村のごみ処理有料化状況を教えてください。	東部知多衛生組合の構成市町、大府市、豊明市、阿久比町、東浦町の中で、平成31年4月から可燃ごみ処理有料化を実施するのは東浦町だけです。ごみ処理有料化を既に実施している近隣の市町村は、知多市、常滑市、東海市があります。知多市と常滑市は、ごみ袋20ℓと30ℓの袋は、袋の容量1ℓ当たり1円、45ℓの袋は1.1円を設定しています。なお、東海市も家庭系可燃ごみ処理有料化を既に実施しておりますが、世帯人数等により事前にごみ袋を無料配付し、配付数を超える分については購入することになります。
27		東部知多衛生組合の負担金はごみ処理有料化で何か変わるのでしょうか。	東部知多衛生組合に対する構成市町の負担金は、ごみの搬入量から算出される割合で決まる部分があります。クリーンセンターに搬入されるごみの総量に占める東浦町の搬入割合が低くなれば負担割合もその分少なくなる計算になります。
28		有料化を実施する前に、ごみ減量の推進や経費削減が必要ではないのですか。	ごみの収集・運搬・処分するにあたり、毎年約3億円の税金を使用しています。ごみを減らし、経費を削減するために、町では資源ごみ品目の拡大、生ごみ堆肥化用アスパの無料配布、廃食用油や小型家電、自転車の回収など、ごみ減量につながる取り組みを行ってきました。また、その他の町事業についても事業の内容や規模の見直しと経費削減に努めています。
29		手数料収入は何に使われるのですか。ごみの減量化につながる対策費に充てるべきではないでしょうか。	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の収集・運搬・処分として、毎年約3億円の税金を使用しています。手数料収入は、このごみ処理にかかる経費の一部に使います。
30		住民負担の公平性と言うが、手数料が上がるといっても所得が多い世帯は負担に感じなく、所得が低い世帯ほど負担に感じるようになると思います。負担に感じない世帯はごみの減量をあまりしないのではないのでしょうか。	確かに所得によって負担感は異なると思います。また低所得者について何か対策を設けるか検討はしましたが、ごみの減量はすべての人に取り組んでいただきたいことと高所得者の方でも有料化実施によりある程度ごみ減量の意識を持っていただけると考えています。
31	意見	決定してから説明をするのではなく、事前に住民の意見を聞き、考えを取り入れた上で実施すべきではないか。町長政策集に、事業計画や意思決定への住民参加、住民と行政の意見交換会（住民懇談会）とあるではないですか。	住民懇談会は毎年様々なテーマで行っていますが、ごみ処理有料化については、「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画」を作成し、環境審議会での諮問や各地区の代表の方で構成するごみの分別と減量をすすめる会での意見をいただきました。また、パブリックコメントを実施して住民の方から意見をいただく機会は提供させていただいております。また、ごみ処理有料化を実施するか否かが決まっていなかった段階では、「手数料の金額」や「実施方法」といった手法について、具体的なご説明をさせていただくことができません。そのため、ごみ処理有料化が正式に決定したのちに、各地区での説明会を開催させていただくこととしました。
32		東部知多衛生組合の構成市町（豊明市、大府市、阿久比町、東浦町）で足並みをそろえて有料化を実施するべきでは。	可燃ごみの処理等は共同で行っていますが、ごみ減量施策はこれまでも各市町が独自に実施してきました。情報・意見交換はしておりますが、有料化の導入は各市町の判断になります。
33		資源ごみの仕分け当番に入っていない人がいます。ごみステーションは同じように使っているのにおかしいと思います。	地域コミュニティや自治会に入らない人がいるのは承知していますが、町をきれいに保つことは町民の皆様の活動によって支えられています。なお、ごみステーションでのごみの仕分けや清掃といった当番は、各地区、各自治会でやっていただいていますので、活動の在り方については地区や自治会にご相談ください。
34		ごみ処理手数料で収入が増えれば、ごみ処理に税金を使う割合が減るということになり、その分お金が浮くと思います。浮いた分を何に使うのでしょうか。使い道をはっきり示してほしいと思います。	可燃ごみ処理有料化による手数料収入は、8,800万円ほどを見込んでいます。ご指摘の通り、手数料収入分は税金での負担は減ります。ごみ処理に充てる税金が減った分については、特定の事業に限定されるのではなく、教育や福祉、土木事業などさまざまな事業に充てていきます。
35	ボランティア清掃ごみについて	ボランティア清掃ごみは、有料化の対象外となることですが、指定ごみ袋の支給は、どのようにされるのかを教えてください。	地域のコミュニティや清掃ボランティアに登録された団体等へ町から指定ごみ袋を提供することで、手数料がかからないようにさせていただきます。町には「アダプトプログラム」という制度があります。これは、2名以上で構成されるグループが道路や公園などの里親となり、清掃美化などのボランティア活動などを行なっていただく取り組みです。なお、アダプトプログラムを行うためには、町への登録申請、合意書の取り交わしが必要で。
36		現在、自分の家の前の道路において、落ち葉などのごみ拾いや草刈を行っているが、それらのものもボランティア清掃ごみとなりますか。	ボランティア清掃ごみは、有料化の対象外となりますが、公園や道路などの公共施設の清掃などをボランティアで行っていただくアダプトプログラムにご登録をしていただく必要があります。（No35参照）登録していただいた団体へは町から指定ごみ袋を提供させていただきます。
37		公園の落ち葉が庭に落ちてきて、自分で処分している。ボランティア清掃ごみと同じようにごみ袋は無料になりませんか。	町が管理する公園の木々の落ち葉が私有地へ飛んでくるのであれば対応を検討します。現地の確認等を行いますので環境課まで詳しい状況をお知らせください。

38		新たな指定ごみ袋は、どこで購入することができますか。	新たな指定ごみ袋は、町と委託契約を締結した「指定ごみ袋取扱店」で購入することができます。 決まりましたら、広報、町ホームページでお知らせをさせていただきます。	
39		新たな指定ごみ袋の価格が、指定ごみ袋取扱店によって、違うことはありませんか。	新しい町指定ごみ袋は、どの取扱店でもすべて同じ価格になります。 新しいごみ袋は、10枚入り1パックで、 450（大）の袋は、450円 300（中）の袋は、300円 200（小）の袋は、200円となります。	
40		新しい町指定ごみ袋を3月中までは使えないのはなぜでしょうか。	条例で決まっていることが理由になりますが、現在の半透明青色の町指定ごみ袋の販売は3月末まで行いますので、平成31年3月末までは、現在の袋を使っていたかと思いますが考えています。	
41	指定ごみ袋	新しい袋の販売が平成31年2月頃からとありますが、現在の袋はどうなりますか。	現在の指定ごみ袋（半透明青色）は、平成31年3月末で販売を終了します。 なお、新しい指定ごみ袋（半透明白色）は2月頃から販売しますので、2月～3月は、新旧の指定ごみ袋が同時に店頭に並ぶこととなります。	
42		現在の半透明青色のごみ袋は、プラスチック製容器包装や布類の排出に平成31年4月以降も使えるということですが、期限はありますか。	期限は特にありません。	
43		現在の指定ごみ袋は、3月末時点ですべて無くなるわけではありません。 現在の指定ごみ袋と新しい指定ごみ袋を併用して、使用できる期間を設けるべきではないのですか。	有料化を実施するにあたり、新旧の指定ごみ袋の使用に関して、併用期間を設ける自治体もありますが、併用期間を設けることで、その期間だけ、負担に差が生じてしまいます。 そのため、平成31年4月1日から、可燃ごみの排出時に使用する指定ごみ袋を切り替えることとしました。	
44		現在の指定ごみ袋を平成31年3月末までに使い切れなかった場合は、どのように対応してもらえますか。	平成31年4月以降になりますが、ご希望される方に対して、現在の指定ごみ袋の買戻しをさせていただく予定です。 買戻しの金額や手法等が決まりましたら、広報、町ホームページ、回覧でお知らせをさせていただきます。	
45		現在の指定ごみ袋（半透明青色）を4月以降買い取りするとのことだが、新しい袋（半透明白色）と交換はしてもらえないか。	現在の半透明青色の町指定ごみ袋については、新しい指定ごみ袋（半透明白色）と交換はせず買戻しをさせていただく予定です。	
46		平成31年4月1日以降、現在の指定ごみ袋で可燃ごみがごみステーションに出された場合、町としてどのように対応していきますか。	現在、平成31年4月1日から町指定ごみ袋が変わること及び現在の袋は使えなくなることを、有料化の説明会などで周知に努めていきます。 平成31年4月1日以降、新たな町指定ごみ袋（半透明白色）以外で可燃ごみがごみステーションに出された場合、警告シールを貼り、そのごみステーションに残しておく予定です。これは、排出のルールが間違っていることを排出者に伝えるためのものです。 ただし、可燃ごみの中には生ごみがあるため、長期間ごみステーションに置くことで猫やカラスに荒らされる可能性があることや臭いなどで近隣の方のご迷惑をおかけすることも考えられますので、排出された次の収集日には収集をさせていただきます。 それでもルールが守られない場合で排出者が特定できれば、個別にご連絡をさせていただくことを考えています。	
47		マナー・ルール違反について	不法投棄の対策は、どのように考えていますか。	現在も、環境監視員による、町内パトロールを実施しています。 不法投棄を発見した場合は、土地所有者、管理者に連絡をし、不法投棄されないような環境づくりをお願いしており、引き続きパトロールを実施していきます。
48		有料化すると不法投棄やポイ捨てが増えるのではないですか。	これまでも不法投棄等の対策として環境パトロールを行い早期発見とその対応に努めてきました。有料化後についても引き続きパトロール等の対策をしっかり行ってまいります。	
49		ごみステーションに防犯カメラを設置すると違反などが減るのではないのでしょうか。	防犯カメラの設置については、各地区・自治会と相談し検討していきたいと思えます。	
50		資源をごみステーションから盗んでいく業者のような者がいますが、どう対応するのですか。	警察と協力してパトロールを行ってまいります。	
51		畑でごみを燃やす人がいて煙で迷惑しているので注意してほしい。	基本的にごみを燃やすことは禁止されていますが、焼畑、畔の草、下枝など農業を営むために行われる焼却については周りに迷惑をかける範囲で例外的に認められています。迷惑を受けている場合は環境課へご連絡ください。	
52		以前、プラスチックは、もえるごみで出せばよいと広報に載っていたが、分別する必要があるのですか。	 マークのついたプラスチック製容器包装は資源ごみです。プラスチックの商品（例えばボールペン、ポリバケツ、カセットテープ、歯ブラシ等）はもえるごみです。	
53		ごみ処理有料化によってごみの分別は変わりますか。	分別の仕方は特に変わりません。	
54		容器包装ではないプラスチック製品は資源で出せないのですか？	現在のところ、町の依頼するリサイクルのルートでは資源として取り扱っていませんが、今後処理費用を含め資源として処理できる方法がないか検討していきます。	
55		びんの口の部分にプラスチックがついているものはどうするのでしょうか	簡単に取り外すことができれば、プラスチックの部分は「プラスチック製容器包装」で出してください。取り外すことが難しければそのまま、ビン類で出してください。	
56		資源ごみは、新しい半透明白色の町指定ごみ袋で出してもいいのですか。	新しい町指定ごみ袋（半透明白色）は、条例上もえるごみを出す目的で購入していただくものですが、他の用途に使うことを禁止している訳ではないため出しても構いません。	
57		プラスチック製容器包装はどこまできれいに洗ったらいのですか。	よごれの落ちやすさは感覚的な部分もありますので明確な線引きは難しいのですが、資源として出していただくものは、比較的簡単によごれが落ちるもので結構です。食器をスポンジ等に洗剤をつけて洗う際にいっしょに洗うなどしていただければより資源で出せるものが増えると思います。よごれがなかなか落ちないようなもの、よごれを落とすことが困難と感じるものは「もえるごみ」で出してください。	
58		資源ごみのプラスチック製容器包装や布類を出す時の袋はどうしたらいいのですか。	これまでどおり、透明または半透明の袋を使って出してください。 現在の半透明青色の町指定袋でも平成31年4月1日以降も出すことができます。	
59		ふとんをごみステーションに出す場合は、必ず450（大）の袋でないといけませんか。	ふとんは、町指定ごみ袋（半透明白色）に入れて、口をしぼることができるのであれば、200（小）から450（大）のどの袋に入れて出してもらってかまいません。 ただし、450（大）の袋でも入りきらない場合は、布団を1枚づつ折りたたんで、450（大）の袋を1枚つけて出してください。	
60			じゅうたんは、ふとんと同じように出せますか。	じゅうたんはふとんと同じ扱いにはできません。町指定ごみ袋に入るものは、袋に入れて「もえるごみ」で出せますが、入らないものは粗大ごみ扱いとなります。

61	メモ紙など小さな紙類を入れやすい紙袋を作ってほしい。	現在のところ小さい紙類を入れる袋を作る予定はありません。メモ紙やハガキなど小さな紙類は、紙袋や大きな封筒に入れるとか、雑誌広告類に挟んで紐でしっかりしばって出してください。	
62	剪定枝を出す際に、450（大）の袋を1枚つけて出すとのことですが、300（中）の袋ではだめなのでしょうか。	剪定枝は、町指定ごみ袋450（大）、300（中）、200（小）のいずれかに入れてください。 ただし、450（大）の袋でも入れることができない場合は、長さ60cm以下、幅40cm以下の基準の大きさにして、指定ごみ袋の450（大）1枚を一緒に縛って出してください。	
63	剪定枝をごみステーションに出す際の長さは、60cmではなく1m程度になりませんか。	60cmを超えるごみは、粗大ごみ扱いとなりますので60cm以下をお願いします。住民の方が直接クリーンセンターに搬入する場合は、太さ20cm以下、長さ2m以下、幅1m以下で受け入れ可能です。なお、クリーンセンターへの搬入は利用料がかかります。（家庭系ごみは現在、10kgごとに100円、平成31年4月1日からは10kgごとに200円になります。）	
64	剪定枝粉砕機で粉砕することのできる枝の太さを教えてください。	剪定枝粉砕機で粉砕することのできる枝の太さは2cmまでです。	
65	ごみステーションに出せる枝の太さが5cm以下となっていますが、もうすこし太くなりませんか。	枝の太さを5cm以下としているのは、5cmを超える枝はクリーンセンターで燃焼しづらいことが理由としてあります。太さが20cm以下、長さ2m以下であれば、東部知多クリーンセンターへ直接搬入してください。この太さ等を超えるものはクリーンセンターでは受け入れできませんので、廃棄物処理事業者に依頼してください。	※
66	5cmより太い剪定枝はどうすればいいのでしょうか。		※
67	剪定枝の出せる長さが現在の1mから60cmに変わりますが、理由はなぜですか。	東部知多クリーンセンターの基準で他の市町は60cmで行っていましたので東浦町としてもこれに合わせるものです。	※
68	紙おむつは、現在の半透明青色の指定ごみ袋で出せますか、	平成31年4月1日から、紙おむつは、透明または半透明のビニール袋に入れて、マジックなどで「紙おむつ」と書いて出すことができます。現在の指定ごみ袋（半透明青色）も紙おむつを出す際の外袋として使うことはできます。ただ、間違えて他の可燃ごみを出されている場合との区別がつきにくいので、「紙おむつ」と書いたところをよく見えるようにして出してください。	
69	紙おむつ専用の袋を作る考えはありませんか。	新たな袋を作るということは、資源を使うことにつながることや、ごみの発生抑制のためにも専用の袋を作ることはないと考えています。	
70	ペットシート、ペットの砂は燃えるごみで出せますか。	可燃ごみで出してください	
71	ペットシートは、紙おむつと同じように無料になりますか。	ペットのものについては、無料の対象とはなりません。町指定ごみ袋を使って、可燃ごみで出してください。無料の対象は、人の使った紙おむつです。	
72	生理用品は、紙おむつと一緒に出せますか。	生理用品も、紙おむつと同様に出してください。	
73	携帯電話の充電器やコードなどは、小型家電回収ボックスに出せますか。	各地区コミュニティセンター、集会所等に常設している小型家電製品の回収ボックスに、携帯電話等の充電器やコード類も出すことができます。 なお、回収ボックスの投入口は、縦15cm×横40cmとなっています。	
74	小型家電は、回収ボックスに入るように分解して出してもいいですか。	分解して出すことも可能です。	※
75	ペットボトルのキャップを別に収集してくれませんか。	町ではプラスチック製容器包装といっしょに出していただくようお願いしています。現在のところ、キャップだけで集める考えはありません。	※
76	パソコンは、小型家電製品回収ボックスに出せますか。また、個人情報はどうなりますか	パソコンは「もえないごみ」では出せません。 パソコンについては、集会所等に常設している小型家電製品の回収ボックス（投入口：縦15cm×横40cm）に入れることができる大きさであれば出すことができます。 宅配回収サービスや町が各地区で年1回づつ行う小型家電回収をご利用ください。なお、個人情報は必ずご自分で削除してから出してください。詳しくはごみの分け方出し方ポスターや町ホームページをご覧ください。	
77	ボーリングの玉の処理方法を教えてください。	処理困難物であるため、東部知多クリーンセンターでも処理できません。専門の廃棄物処理事業者に直接、依頼をしてください。	
78	消火器は、どのように処分したら良いですか。	消火器は、処理困難物ですので、東部知多クリーンセンターでも処理できません。ご自分で、廃棄物処理事業者に処理を依頼してください。 または、消火器の販売店でも廃棄を扱っている店舗があるようですので、直接店舗にご確認ください。	
79	電気毛布や電気カーペットはどうやって出せばいいですか。	指定ごみ袋に入れることができれば、もえるごみで出すことができます。 なお、畳んだりしても、長い辺が60cmを超えるのものは、粗大ごみになりますので、粗大ごみ戸別有料収集をご利用いただくか、東部知多クリーンセンターへ直接、持ち込んでいただき処分をしてください。	
80	シュレッダーで裁断した紙はどのように出せばいいですか。	シュレッダーで裁断した紙は再生利用できませんので「もえるごみ」で出してください。	※
81	収集車のごみを持って行った後、ごみステーションが汚い状態のままになっているので、改善してほしい。	収集業者にごみを収集後、ごみステーションを清掃することを徹底させます。	
82	200（小）より小さいサイズの袋をつくらしてほしい。	有料後の状況をみた上で検討をしていきます。	
83	買戻しはコミュニティセンターでやってくれますか。	各コミュニティセンターや自治会集会所で買戻しを行う日を設けて実施する予定です。	※
84	買戻しは、1枚単位でやってもらえますか。	現在、1枚単位で買戻しを行う予定です。	※
85	高齢者や低所得者は無料にしてほしい。	すべての人にごみ減量に取り組んでいただきたいと思いますと考えていますので、高齢者や低所得者の方も手数料を支払っていただきます。	※
86	ごみの出し方のポスターをまた作ってほしい。	「ごみの分け方・出し方のポスター」は、2年に1度各世帯に配付しています。なお、平成31年3月中に、新たなものを各世帯に配付する予定です。	

87		野良ネコが家の庭で糞をするのでなんとかありませんか。その分手数料がかからないようにしてほしい。	ねこ、犬、鳥または蜂など様々な動物・昆虫などの糞や巣の片づけでゴミが出ることもあるかと思いますが、あくまで個人での対応をお願いします。	※
88		有料化で資源出しが増えるので資源用のごみステーションを増やしてほしい。	資源ごみステーションを新たに設けるかどうかは、有料化が始まり資源ごみの排出量を見た上で自治会等と話し合っています。	※
89		町からの郵便物、配布物をもっと少なくするとかペーパーレス化を推進してほしい。	ペーパーレスの推進は必要ですが、ホームページなどを見ることができない方も見えますので、紙によるお知らせも必要と考えています。	
90		カラスやねこによくごみステーションが荒らされるが、他の市町で、扉のあるごみステーションがある。東浦町はそのようなごみステーションに変更してもらうことはできませんか。	現在、そのような形態のごみステーションに変更する予定はありません。カラス除けネットをしっかりとけることで、一定の効果はあると考えています。	
91	要望	プラスチック製容器包装を排出する専用のごみ袋をつくってほしい。	プラスチック製容器包装を出すための袋は、透明または半透明の袋であれば利用できることとしていますので、現在のところ専用の袋を作る予定はありません。	
92		生ごみ処理機器購入費の補助制度をつくってほしい。	補助事業開始時に比べ、近年は生ごみ処理機器の価格が安価になってきています。また、継続的に事業PRを行ってきましたが、申請件数が年々減少していた状況をふまえ、生ごみ処理機器購入費補助事業は、平成29年度末をもって終了しました。また、現在のところ、再度実施をする予定もありません。	
93		プラスチック製容器包装は、普通の生活で多量に発生するので、毎週1回は地区のごみステーションに出せるように、収集回数を増やしてほしい。	ごみ処理有料化の実施後、ゴミの排出状況により検討をしていきます。	
94		簡易包装の推進をしてほしい。	町ではこれまでレジ袋の削減キャンペーン等を行い、店舗でのレジ袋と包装の簡素化を推奨しています。	
95		もっと細かく色々な品目の出し方を表示してほしい。	ゴミの分け方・出し方ポスターでは紙面の限りがありますので町ホームページで詳しく載せてまいります。	※
96		資源ごみを出すことでポイントがもらえる仕組みがあると、資源分別の意欲も高まるのではないのでしょうか。	確かにポイント制というのは分別の意欲を高めるのによいとは思いますが、実現が難しい仕組みかと思えます。町では地域のごみステーションに資源ごみを出していただく、出された資源ごみの量に応じてその地区に交付金を交付しています。なるべくお住まいの地区のごみステーションに資源ごみを出していただくことで、地区の活動資金につながっていきます。	
97		資源となるものを「資源ごみ」というのはよくないと思います。「ごみ」ではなく「資源」です。言い方を変更できませんか。	「資源ごみ」ということばについては、町の条例や計画にも使われているものですので、条例や計画からことばを改めていくかどうか検討をさせていただきます。	
98		より太い剪定枝を粉砕するために、剪定枝粉砕機を性能の高いものにできませんか。	現在のものは、電気式で、重量が25kg、大きさがたて59cm、よこ42cm、高さ91cmです。持ち運びするに限度の重さで大きさであると思えます、これ以上性能をよくすると、重量が重くなりサイズも大きくなることや使用による危険性も高まることから、現在のところ今の粉砕機より性能の高いものに更新する予定はありません。	
99		剪定枝粉砕機を今後、コミュニティセンターで借りることはできませんか。	今後、住民のみなさんから多数ご利用がある場合には、検討をさせていただきます。	
100		剪定枝でチップ化したものを公園の雑草防止に活用してほしい。	現在のところ、家庭から出た剪定枝のチップ化したものは、それぞれの家庭での処分をお願いします。公園などで活用できるかは今後検討していきます。	
101		現在のごみの量をもっと少なかったら、ごみ処理有料化は実施しなかったのでしょうか。	ごみ処理有料化の目的は、ごみの減量のほか、住民負担の公平性、財政負担の軽減も重要な課題ですので、ごみの量が少なかったとしても有料化を実施していた可能性はあります。	※
102		ごみ処理有料化を実施してもごみが減量できない場合はどうしますか。	減量の進み具合については原因を分析して対応を考えてまいります。	※
103		町民憲章に「緑豊かな自然とやすらぎのある郷土を守ります」とあるが、剪定枝をごみとして出すのに有料化の対象になるのか。	剪定枝は、可燃ごみとして有料の対象になります。剪定枝などは、ごみとして出さないようチップ化して庭などに撒くといった方法もあります。町では、住民のみなさんへ剪定枝粉砕機の無料貸出しも行っていますのでご利用ください。	
104		剪定枝粉砕機でチップにするとどれだけの大きさになりますか。	2cm程度の大きさになります。	※
105		剪定枝粉砕機は大きな音をだすのでしょうか。	剪定枝粉砕機は電気式で、これまで音に関する苦情は特にありませんが、使用する時刻などにご注意いただきたいと思えます。	※
106		剪定枝粉砕機が3台というのは町の人口の割に少なくないですか。	台数については利用頻度を見ながら考えていきます。	※
107		剪定枝等を出す際に、450の町指定ごみ袋をつけるというのは、ごみ袋を無駄に燃やすことになってよくないのではないですか。	確かにごみ袋を1枚燃やすことにはなりますが、「もえるごみ」をごみステーションに出すには手数料が必要です。手数料を支払う方法が町指定ごみ袋の購入となりますので、450の袋を1枚つけてもらうことになります。	※
108		カラス対策には黄色の袋がいいと聞きますが、東浦町の新しいごみ袋はなぜ黄色にできなかったのですか。	カラス対策に袋を黄色にすることについては、町でも調べましたが、その効果についてははっきりとしたことがわかっていません。新しい指定ごみ袋の色は、東浦町の指定袋であることが一目でわかるよう、なるべく近隣市町の袋の色と同じにならない「半透明白色」としました。	
109		ごみの減量や分別についての子供の教育をもっと必要ではないですか。	小学校の求めに応じて毎年ごみの学習のための出前講座を行っています。その他については今後検討していきます。	※
110		災害によるごみは無料になるのでしょうか。	災害によって生じたごみで家庭から出たものは減免の対象となります。	
111		災害時において、家庭での簡易トイレに、現在の指定ごみ袋（半透明青色）を使用することはできませんか。	現在の半透明青色の指定ごみ袋を内袋として使用することはできません。ただし、薬剤で固化した新たな指定ごみ袋（半透明白色）に入れた上で出してください。	
112		高齢者などでごみをごみステーションに持っていきることができない人が増えてくると思うが何か対策はありますか。	ごみステーションまでごみ出しすることが困難な世帯についてはすでに「ごみ出し支援の事業」を行っています。今後、高齢化はさらに進むと予測されますので事業を継続していく考えです。利用をご希望される方は環境課にお問い合わせください。	※

113	その他	家庭の玄関先の道路でゴミ収集している市町村もあるそうですが、東浦町では、そのように実施しないのですか。	自宅前の道路端にゴミを出してもらおうことで、ゴミ収集をする「戸別収集」の方法を実施している市町村もあります。しかし、東浦町の道路事情等からすると、難しいと考えています。	
114		ゴミ処理有料化は、その他の手数料等を見直すことをふまえて実施を考えたのですか。	その他の手数料等を見直すところまでは考えていません。まずはゴミ処理有料化を実施するかどうかの検討を行いました。その他の手数料等については順次見直しの検討を行っていきます。	
115		資源収集は、民間の資源ゴミ収集業者に任せれば、町の負担は減るのではないかと。	すべての資源収集を民間の事業活動に任せることができれば町の経費の削減にはなりますが、民間の事業者の場合、収集する時間や地域等、事業の採算に合うものに限られるかと思えます。町内すべて人が資源を出せる仕組みを設けることは、町以外にはできないかと考えています。	
116		新たな半透明白色の町指定ゴミ袋を参加賞や景品として配ってもいいのでしょうか。	有料化後は、ゴミを出す人がゴミ処理手数料として町指定ゴミ袋を購入していただくという制度になりますので、町指定ゴミ袋を参加賞や景品として配ることは制度の主旨に反するためできません。	
117		パソコンなどの廃棄で個人情報はどうなるか。	廃棄物で出されたパソコンやスマートフォンなどの個人情報については町では責任を負いかねますのでご自身で対策をとってください。	
118		ハガキなどを資源ゴミで出す場合に、宛名などは個人情報だがどうするとよいか。	宛名など個人情報が書かれた部分は切り取りもえるゴミへ、個人情報が書かれていない部分は資源ゴミで出してください。	
119		他市町では、ゴミ処理場へのごみの持ち込みが無料のところがあるのに、なぜ東部知多クリーンセンターは料金がかかるのか	ゴミ処理場の利用料金は運営する自治体や組合で決めています。東部知多クリーンセンターの利用料金は、大府市、豊明市、阿久比町及び東浦町の構成市町からなる組合議会によって決定しています。	
120		店舗に設置してある資源ゴミ回収ボックスなどは町の委託でしょうか。	店舗に設置してある資源ゴミの回収ボックスは、店舗の自主的取り組みですので、町の委託ではありません。	
121		プラスチック製容器包装はどのようにリサイクルされるのですか。	製品の材料として再利用され、再生樹脂、擬木、パレット（荷役台）のなどになっています。	※
122		販売店に余ったものは買取するのですか。	店舗に余った指定ゴミ袋も買戻しを行う予定です。平成31年3月中は、現在の半透明白色の袋でゴミ出しが必要です。住民の皆様がゴミ袋が買えなくて困ることがないように3月末まで販売をお願いしています。そのため店舗にどうしても余りが生じると思いますが、町の都合で店舗に損失を与えるわけにはいきませんので買戻しを行う予定です。	※
123		指定ゴミ袋の金額は町の手数料であるとのことですが、ゴミ袋を販売する店に利益はないのですか。	新しい町指定ゴミ袋の取扱店には、販売数量に応じた委託料をお支払します。委託料の額は、町のごみ処理手数料の額の8%（450袋（1パック450円）であれば36円）及び消費税分をお支払いします。	※
124		クリーンセンターでゴミを燃やす時に出る熱は何か利用はするのでしょうか。	新しい焼却施設ではこれまでどおり温水プールに利用するほか、発電施設を設けましたので施設内の電力に利用し、余った分は売電して収入につなげる考えです。	※